

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	修 理 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	小型無人機妨害器材	3 補 L P S - E H 5 8 1 2 8 1		
		大 臣 承 認	令和 年 月 日	
	現地診断	作 成	令和 8 年 3 月 2 6 日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作 成 部 隊 等 名	第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型無人機妨害器材の現地診断について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、3 補LPS-E00001によるほか、次による。

1.2.1

小型無人機妨害器材

別冊に示す対象器材

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

3 補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕

c) 技術資料 技術資料は、別冊による。

d) 別冊

別冊 対象部隊等（注意）

2 現地診断に関する要求

2.1 対象部隊

対象部隊は、別冊に示す部隊のうち調達要領指定書よる。

2.2 対象器材

品 名	小型無人機妨害器材 現地診断
-----	----------------

対象器材は、別冊に示す器材のうち調達要領指定書による。

2.3 診断作業

契約の相手方は、不具合箇所を特定するため、別冊に示す技術資料 1 及び 2 に基づき、次の診断作業を実施する。

- a) 外観検査
- b) 作動点検
- c) 機能点検

2.4 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者が対象機器の設置に関する資格、技術又は能力を有する。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

2.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応は、3補LPS-E00001の2.11による。

3 監督・検査

監督及び検査は、3補LPS-E00001の6.2 による。

4 その他の指示

その他の指示は、3補LPS-E00001の9 及び10によるほか、次による。

- a) 提出書類 提出書類は、次による。
 - 1) 現地診断実施計画書 契約の相手方は、役務開始 2 週間前までに、次に示す事項を記載した現地診断実施計画書を作成し、現地部隊の監督官、資材計画部長の順に確認後、分支担官に承認を得て、分支担官に 3 部、現地部隊に 1 部配布する。
 - 1.1) 実施場所
 - 1.2) 実施工程及び作業人員
 - 1.3) 診断作業要領
 - 2) 現地診断結果報告書 契約の相手方は、現地診断終了後 3 週間以内に、現地診断結果報告書を作成し、現地部隊の監督官の確認後、資材計画部長に 1 部提出する。
- b) 図書の貸与 契約の相手方は必要に応じて別冊に示す技術資料の貸与を受ける。

品 名	小型無人機妨害器材 現地診断
-----	----------------

- c) **情報保全** 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報〔**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これに準じて）、適切に管理する。特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した保護すべき情報〔**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。〕として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を得て指定した取扱い者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) **情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置** 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置は、**3補LP S-E00001**の13による。
- なお、適用については、調達品目表に示す。
- e) **文書の閲覧** 契約の相手方は、官側の保有する**別冊**の閲覧を必要とする場合は、**第3補給処整備部整備技術課地上通電班**と調整する。
- f) **事前調整** 契約の相手方は、役務の実施に必要と認められる事項について、現地部隊の監督官と事前に調整する。

調達品目表

統制番号： M26S-021APE7S-NG1-8001

調達要求番号	DP2351 20260413 8002	作成部課	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和8年4月13日	作成年月日	令和8年4月13日
仕様書番号	3 補 L P S - E H 5 8 1 2 8 1		
1 その他の指示 4 d) については、適用する。 _____ 以 下 余 白 _____			

調達要領指定書	統 制 番 号	M26S-021APE7S-NG1-8001
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260413 8002
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 4月 13日
	作 成 部 課	資材計画部 資材計画課
	作 成 年 月 日	令和8年 4月 13日
件 名	小型無人機妨害器材 現地診断	
仕 様 書 番 号	3補LPS-EH581281	
指定事項 2 2. 1 対象部隊 対象部隊は下記のとおりとする。 番号：7，14，33 2. 2 対象器材 対象器材は下記のとおりとする。 番号：1 //////////////////// 以下 余 白 //////////////////////		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	M26S-021APE7S-NG1-8001													
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260413 8002													
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年4月13日													
	作 成 部 課	第3補給処 資材計画部 資材計画課													
	作 成 年 月	令和8年4月13日													
品 名	小型無人機妨害器材 現地診断														
仕 様 書 番 号	3補LPS-EH581281														
1 保護すべき情報の管理															
契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)。(防装庁(事)第137号令和4年3月31日)添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。															
2 保護すべき情報として指定された情報															
<table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>性能諸元に関する情報</td><td>小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報</td><td>企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。</td><td>—</td></tr><tr><td>仕様書の別冊</td><td>別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項</td><td>企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。</td><td>3補LPS-EH581281</td></tr></table>				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	性能諸元に関する情報	小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—	仕様書の別冊	別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	3補LPS-EH581281
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考												
性能諸元に関する情報	小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—												
仕様書の別冊	別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	3補LPS-EH581281												
3 特記事項															
なし。															
//////////////////// 以 下 余 白 //////////////////////////////////////															